

※改正船員法施行時点や一定の期間中の取扱いについては、「説明会時の質疑応答への回答」をご参照ください。

通し番号	項目	質問内容	回答
1	実施義務	罰則規定はあるか。	<p>罰則規定は以下の通りです。</p> <p>船員法(昭和二十二年法律第百号) 第三十条 船舶所有者が(中略)第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項(第八十一条の四において準用する場合を含む。)、第八十一条の五、(中略)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下、実技講習機関にかかる規定) 第三十一条の三 第八十三条の十三(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)(規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消防講習機関(次条において「登録生存講習機関等」という。))の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生存講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八十三条の八(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)(規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第八十三条の十二(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)(規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p>
2	実施義務	派遣船員の場合、基本訓練の実施義務は、派遣先、派遣元どちらにあるか。	船員法の安全衛生に関する規定の基本的な部分は、派遣元を船舶所有者として適用がありますので、船員派遣の場合、基本訓練は船員の派遣元に実施いただけます。
3	対象者	雇入契約の無い船員(海員名簿5表に記載の船主船長等)についても、基本訓練の対象か。	雇入契約のない船員は基本訓練の対象外となります。安全のための訓練であるので、努力義務で実施していただきたいと考えます。
4	対象者	基本訓練の対象者は、平水区域のみを航行する船舶の場合、基本訓練は対象外か。	基本訓練については、船員法適用の全ての船員が対象となります。乗り組む船舶の検査証書の航行区域が平水区域の場合には、特定雇入契約以外の雇入れ契約の船員として、4つの基本訓練を座学で実施いただけます。
5	訓練実施(受講)タイミング	遅滞なく実施とは。	<p>基本訓練は、海上という特殊な環境で船員が働くうえで、自身の安全等を守るために使用者(船舶所有者)が果たすべき義務であり、実際に乗り組み前までに実施する(受けさせる)ことが必要です。</p> <p>雇入れ契約締結から乗り組みまでに時間的制約がある、訓練機関の空きがない等、やむを得ず実施できない合理的な理由がある場合を除き、原則として乗り組み前までに実施(受けさせる)してください。</p>
6	訓練実施(受講)タイミング	実技講習を受けるべき船員で現在乗船中の方がいるが、下船後、次に乗船するまでに実技講習を受ければよいか。	ご認識の通り、下船後、遅滞なく受講をお願いいたします。
7	基本訓練(座学)の講師要件	特に要件は無いのか。 旧制度では「海技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者」とされていたが、なぜなくなったのか。	<p>座学で行う基本訓練については、特段講師となる者の要件は定めておりません。</p> <p>旧制度では、海技士資格を有することとしておりましたが、今般の法制化により、小型船へ乗り組む船員を含め、船員法適用の全ての船員を対象とすることを明確化しており、雇入れ契約締結後に、船舶所有者が遅滞なく実施できるよう、実施しやすい形とするべく要件を求めています。</p>
8	基本訓練の内容	転職者に対し新たに実施しなければならないのか。(船舶所有者の変更)	<p>基本訓練の趣旨は、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任です。</p> <p>このため、雇入れ契約が、既に基本訓練を実施したことのある船員との間で締結されたものである場合は、同一の基本訓練を複数回実施させる必要はないことから、再度の基本訓練の実施義務はありません。</p> <p>一方、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルールは、船舶所有者ごとに異なることが想定されます。このため、船員の転職等により、雇入れ契約を締結する船舶所有者が変わったときは、新たな使用者たる船舶所有者は、当該船員が他の船舶所有者のもとで基本訓練を受けたことがあっても、改めて基本訓練(自社の業務手順等に沿ったもの)※を実施する必要があります。</p> <p>このため、転職者に対し修了証明書も交付していただくことになります。</p> <p>※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練:必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練:非常時の手順、安全な作業のルール(業務手順)、船内における生活などの社内ルール、ハラスメント等の相談窓口(テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育)</p>

9	基本訓練の内容	海技免許受有者は実施が必要か。	海技免許受有者は、養成施設告示におけるカリキュラム等でその内容の殆どを担保済みであり、ゼロからの実施は不要で、ハラスメント防止措置及び、自社の業務手順等に沿った部分※についてのみ実施していただき、修了証明書も交付いただけます。 ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練：必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスメント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育）
10	基本訓練の内容	締約国証書を有する者についても実施が必要か。	改正法では、基本訓練について、使用者たる船舶所有者が、その被用者を海上労働に従事させるに当たって使用者として果たすべき最低限度の責任として定めています。このため、締約国証書を有する者であっても、非常の場合における海上労働の安全・衛生を確保するための業務手順や社内ルール（自社の業務手順等に沿ったもの）※を実施し、基本訓練修了証明書を交付していただく必要があります。（通達3(2)②） ※具体的には、以下の会社独自の業務手順等 応急訓練：必要に応じて、乗り組む船種に応じた応急措置 安全社会訓練：非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスメント等の相談窓口（テキストに記載の内容を自社のルールに置き換えて教育） 生存訓練と消火訓練については締約国証書を、応急訓練と安全社会訓練については第二号書式による基本訓練修了証（漁ろうに従事する船舶については第二号の二書式）を発給ください。
11	基本訓練の内容	座学での基本訓練とはどういった内容のことを実施すればよいのか。テキスト、マニュアル等はあるか。	基本訓練に使用いただけるテキスト等は基本訓練のHP（ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000055.html ）に掲載しておりますのでご使用願います。
12	基本訓練修了証	船舶所有者は各船員に対して、どの書式の基本訓練修了証を発給すればよいのか。	以下のとおりとなります。 【漁ろうに従事する船舶以外の船舶】 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員…第一号書式 特定雇入契約を締結した船員…第二号書式 【漁ろうに従事する船舶】 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員…第一号の二書式 特定雇入契約を締結した船員…第二号の二書式
13	基本訓練修了証	座学での基本訓練を修了して発給する基本訓練修了証については、有効期限はないということでしょうか。	基本訓練修了証について、同じ船舶所有者において雇入れされる限り、有効期限はありません。
14	基本訓練修了証	第一号書式又は第二号書式による基本訓練修了証書（漁ろうに従事する船舶においては第一号の二書式又は第二号の二書式）への会社印の押印は必要か。	国際航海に従事しない船舶にのみ乗り組む船員に対して、新通達（令和8年1月13日付国海員第323号）に基づき発給する基本訓練修了証（第一号書式、第二号書式（漁ろうに従事する船舶においては第一号の二書式又は第二号の二書式））について、押印は省略可能です。
15	基本訓練修了証	海技免許講習修了者について、旧制度の船舶所有者による能力維持証明書が発給できなくなると、PSC対応はどうすればよいのか。	海技免許講習（救命講習・消火講習）の修了を確認したうえで、第二号とまとめて船舶所有者において第三号書式を発給ください。
16	基本訓練修了証	第三号書式の有効期間はいつまでになるのか。	前提として第四号、第五号書式のいずれもが有効である期間が第三号書式の有効期間となり、日付がずれている場合については、どちらか早いほうの日までが有効期間となります。
17	基本訓練修了証	発給した修了証はオリジナルの他に船員手帳に入るサイズに小さくしても問題ないか。	別途原本を所持しているのであれば、小さいサイズにしていたいただいても構いません。
18	習熟訓練	習熟訓練（STCW 条約A-6/1 節の1、STCW-F条約A-3/1に規定されている訓練）について、改正法施行後は実施は必要か。	習熟訓練については、引き続き、実施をお願いいたします。 （新たに発出の通達「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について（令和8年1月13日国海員第323号）」附則1.の但し書きにより、従前の例による。）
19	雇入れ時の確認	雇入届出時の基本訓練修了の確認は、修了証明書の写しや、基本訓練実施記録簿の写しの提示でも可能か。	修了の確認は記録簿写しではなく、修了証明書（写し可）で行ってください。
20	対象者（特定雇入契約・実技講習）	特定雇入契約の対象となる船員とは。	【漁ろうに従事する船舶以外の船舶】 沿海以遠（限定沿海を除く）を航行する20トン以上の船舶に乗り組む、安全又は汚染防止任務に指名される船員（船内における防火部署又は退船部署に指名される船員） ・国際航海に従事しない船舶においては、上記船員であって、下記いずれかに該当する者となります。 ・海技免許を受有し職員（船舶の運航に従事する船舶職員）として乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組む者 ・危険物等取扱責任者として乗り組む者 【漁ろうに従事する船舶】 EEZ外を航行する国際総トン数300トン以上の全ての漁船員

21	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	内航船において、「船内における防火部署又は退船部署に指名される船員」ではある司厨員は、特定雇入契約の対象船員に該当するか。	国際航海に従事しない船舶において、下記いずれにも該当しない司厨員については、特定雇入契約の対象船員には該当しません。 ・海技免状を受有し職員(船舶の運航に従事する船舶職員)として乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組む者 ・危険物等取扱責任者として乗り組む者
22	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	内航において、非常配置表がない場合、実技対象者は。	下記いずれかに該当する者となります。 ・海技免状を受有し職員(船舶の運航に従事する船舶職員)として乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組む者 ・危険物等取扱責任者として乗り組む者
23	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	内航船の場合、「限定沿海」は、何をもちて判断すればよいのか。	船舶検査証書における航行区域で、「沿海区域 ただし～水域に限る。」と、但し書きで続く記載があるものについて、限定沿海と判断ください。
24	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	20トン以上の船舶で平常業務は限定沿海区域内であるが、ドック回航で限定沿海区域外に出る場合がある。この場合、特定雇入契約の対象船員に該当するか。	平常時の航行区域が限定沿海であれば、ドック回航による一時的な航行区域の変更は含まず、特定雇入契約の対象船員には該当しません。
25	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	第3種漁船で特定雇入契約の対象となる船舶の航行区域は。	航行する区域が沿海以遠の場合(平水区域以外)には特定雇入契約の対象となります。
26	対象者 (特定雇 入契約・実技講 習)	第3種漁船の場合、「限定沿海」の設定が無いが、何をもちて判断すればよいのか。	第3種漁船(漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に従事する船舶をいう。)で、船舶検査証書のその他の航行条件として業務区域が設定されている場合については、以下の書類によって当該区域が母港から2時間以内に往復できる範囲であることが確認できる場合についても、限定沿海と判断ください。 ・船舶検査証書(「その他の航行条件」で業務区域の記載がある) ・業務区域を図示したもの(海図等) ・当該船舶の最強速力が分かる書類(検査手帳等) ※限定沿海内の判断にあたっては、JCIの航行区域検索ページ(限定沿海)を参照ください https://jci.go.jp/areamap/genteienkai.html 「小型船舶の購入をご検討中のお客様や航行区域の変更をご検討中のお客様」箇所 で検索